令和６年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
霞ヶ浦用水地区管内調査診断業務

特別仕様書

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項　　目	内　　容
第１章　総　則 （適用範囲） 第 1-1 条	令和６年度　国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業　霞ヶ浦用水地区管内調査診断業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
（目的） 第 1-2 条	本業務は、国営霞ヶ浦用水農業水利事業で造成された施設の機能診断調査を行い、健全度評価を行うものである。
（場所） 第 1-3 条	本業務において対象とする施設の場所は、結城郡八千代町大字新井地内（千代川線）で、別添図面に示すとおりである。
(土地の立入り等) 第 1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
(低入札価格契約における第三者照査) 第 1-5 条	1. 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1-7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。 2. 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。 (2) 関東農政局において、令和５・６年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。 (3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4)共通仕様書第 1-30 条守秘義務を遵守できるものであること。 (5)中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ① 資本関係 （ア）親会社と子会社の関係にある （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある ② 人的関係 （ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する管理技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 管理技術者と同等の技術者資格を有する者 4. 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td>5.照査計画
受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。
また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。
6.報告書原稿作成段階時打合せへの立会い
特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。
7.第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録
共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。
8.契約不適合責任
引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</td></tr>
<tr><td>（履行確実性評価の達成状況の確認）
第 1-6 条</td><td>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。
なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
① 審査項目ａ）～ｃ）において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
② 審査項目ｄ）において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
④ 業務成果品のミス、不備 等</td></tr>
<tr><td>（一般事項）
第 1-7 条</td><td>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。
(1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進を図るものとする。
(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
(3) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた時は、速やかにこれに応じるものとする。</td></tr>
<tr><td>（管理技術者）
第 1-8 条</td><td>1.管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、博士（該当業務に当する技術部門）、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。
<table>
<tr><th>資　　格</th><th>技　術　部　門</th><th>選　択　科　目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木
農業－農業農村工学</td></tr>
<tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr>
<tr><td>ｼﾋﾞﾙｺﾝｻﾙﾃﾞｨﾝｸﾞﾏﾈｰｼﾞｬｰ</td><td>農業土木</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

項　　目	内　　容
	2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」とう。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。
（担当技術者） 第 1-9 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。
（配置技術者の確認） 第 1-10 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。
（保険加入） 第 1-11 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。
第 2 章　作業条件 （適用する図書） 第 2-1 条	本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 名　　称 / 発　行　所 / 制定(改訂)年月 農業水利施設の機能保全の手引き / 農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室 / 令和５年４月改訂 農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」 / 同上 / 平成 28 年８月制定 農業水利施設の長寿命化のための手引き / 農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室 / 平成 27 年 11 月制定 ※ 農業水利施設の機能保全の手引きは、https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/index.html より入手可能。
（設計条件） 第 2-2 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないように留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3)現地踏査を行う時期は下記に示す期間を予定しているが、詳細については、監督職員と打合せた後、実施するものとする。 施設名 / 作業予定期間 / 備考 千代川線 / 令和 6 年 10 月から 12 月（予定） / 現地調査、管内調査

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td>(4) 現地作業について、準備作業を要する場合は、作業計画作成時に監督職員と協議するものとする。
(5) 管内調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。
(6) 施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員及び施設管理者と日程調整を行うものとする。
・施設管理者　霞ヶ浦用水土地改良区
(7) 保安対策について、交通誘導員の配置人数・期間等に関しては監督職員と協議するものとする。</td></tr>
<tr><td>（対象施設）
第 2-3 条</td><td>本業務の対象となる施設は、次のとおりである。
なお、詳細については別紙１【調査対象施設諸元一覧表】のとおりである。
千代川線　φ　900　L=　888 m
〃　　φ　800　L=　258 m</td></tr>
<tr><td>（参考図書）
第 2-4 条</td><td>本作業の参考にする図書は共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。
<table>
<tr><th>図書・資料名</th><th>発行</th><th>制定（発行）年月</th></tr>
<tr><td>農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【パイプライン編】（案）</td><td>農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室</td><td>平成 29 年４月制定</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（貸与資料等）
第 2-5 条</td><td>貸与資料は、次のとおりである。
<table>
<tr><th>分　類</th><th>貸　与　資　料</th><th>数量</th></tr>
<tr><td rowspan="5">千代川線</td><td>R5 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
霞ヶ浦用水地区管内調査業務　報告書</td><td>一式</td></tr>
<tr><td>R4 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
霞ヶ浦用水地区施設機能診断業務　報告書</td><td>一式</td></tr>
<tr><td>R3 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
霞ヶ浦用水地区管内調査業務 報告書</td><td>一式</td></tr>
<tr><td>調査対象施設図面</td><td>一式</td></tr>
<tr><td>国営霞ヶ浦用水農業水利事業誌</td><td>一式</td></tr>
</table>
また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</td></tr>
<tr><td>（参考図書及び貸与資料の取扱い）
第 2-6 条</td><td>第 2-4 条、第 2-5 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。
(1) 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
(2) 参考図書は、今後業務を実施していく中で、内容が具体化又は追加となる場合がある。
(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</td></tr>
<tr><td>（技術提案の履行）
第 2-7 条</td><td>技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1-11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行にあたっては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するも</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td></td><td>のとする。
　なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。</td></tr>
<tr><td>第 3 章　作業内容
(作業項目及び数量)
第 3-1 条</td><td>　本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。
なお、詳細は別紙１【作業項目内訳表】に示すものとする。
　　作業項目表
<table><tr><td>作業項目</td><td>数量</td><td>備考</td></tr><tr><td>機能診断作業</td><td>一式</td><td></td></tr><tr><td>管内調査作業</td><td>一式</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(現地作業内容及び数量)
第 3-2 条</td><td>　現地調査及び管内面調査の詳細は次のとおりである。なお、詳細数量については別紙１による。また、作業は施設管理者と調整の上で行う。
(1) 現地調査
　調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設等について調査し、業務実施に必要な現地調査を行う。
(2) 管内面調査
　管水路内面の目視、線形、たわみ状況、継ぎ手部、ひずみ調査を行う。
(3) 管内面調査結果とりまとめ
　管内面調査結果のとりまとめを行う。
(4) これらの調査結果は、農業水利ストック情報データベースの登録情報データ外部入出力機能（施設機械の一次診断結果にあたっては一次診断情報入力用 Excel ファイル）を利用して記録するものとし、記録した電子データは成果物に含むものとする。</td></tr>
<tr><td>(作業の留意点)
第 3-3 条</td><td>　業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。
(1) 現地調査において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。
(2) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。
(3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
(4) 第 2-4 条及び第 2-5 条や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
(5) 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。
(6) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。　　※「工事工種の体系化」は
http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。
(7) 農業水利ストック情報データの作成は、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データ外部入出力機能等を適宜使用することを基本とするが、作業方法、内容等について監督職員と十分協議を行った上作業を行うものとする。なお、作成した電子データは成果物に含むものとする。</td></tr>
<tr><td>(業務写真における黒板情報の電子化)
第 3-4 条</td><td>　黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化</td></tr>
</table>

項　　目	内　　容
	を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の１から４によりこれを実施するものとする。 １ 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 ２ 機器等の導入 （１）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 （２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 ３ 黒板情報の電子的記入に関する取扱い （１）受注者は、１の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 （２）本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 （３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 ４ 写真の納品 受注者は、３に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 ５ 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費、直接経費に含まれる。
第 4 章　打合せ (打合せ) 第 4-1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初　回　作業着手の段階 第２回　中間打合せ（現地調査（定点調査）計画作成時） 第３回　中間打合せ（健全度評価完了時） 最終回　報告書原稿作成段階 初回、最終回の打合せは WEB 会議形式で行うものとし、第２回及び第３回の打合せは霞ヶ浦用水土地改良区と合同で改良区（茨城県下妻市）において実施する。 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定めた打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

項　　目	内　　容
第 5 章　成果物 (成果物) 第 5-1 条	成果物を共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体（CD-R 等）正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 等）により別途 1 部を提出するものとする。 2. 成果物の出力　4 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） ４部のうち３部は、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力とする。 なお、要約版を同部数出力すること。
(成果物の提出先) 第 5-2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸４７１－６５ 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
第 6 章　契約変更 (契約変更) 第 6-1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1)　第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2)　第 2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (3)　第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4)　第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5)　第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6)　履行期間の変更が生じた場合。 (7)　関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (8)　現地調査時の状況確認の結果、調査項目の追加が生じた場合。 (9)　現地作業に係る準備作業の必要が生じた場合。 (10)　その他重要な変更が生じた場合。
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7-1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙１

【調査対象施設諸元一覧表】

施設名称・対象構造物	施設延長（規模）		備考
	構造物の規格・規模	数量	
千代川線	FRPM-CC　φ900	L=　888m	千代川線その１工事
千代川線	FRPM-CC　φ800	L=　258m	千代川線その１工事

【機能診断作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業対象
1.業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	○
2.資料調査 2-1 資料調査	施設完成時の設計図書、施設管理記録、地域特性に係る資料及び事故、補修履歴等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。	○
2-2 問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状個所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	○
3.現地調査計画の作成	管内調査を行うにあたり、各調査項目の作業方針、全体工程等の調査計画の立案を行う。	○
4.健全度評価	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。	○
5.点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。	○

【機能診断現地調査作業一覧表】

作業項目	規格	作業内容	数量	
			千代川線 φ900	千代川線 φ800
1.直接的定量調査 （管内からの調査） 管内面目視調査	定量記録、 写真記録、 図化	管水路内面のひび割れや変状の有無について目視にて確認し記録する。	L= 888m	L= 258m
たわみ量調査	定量記録、 写真記録	縦横比の簡易測定を行い、管水路内面のたわみ状況を確認し記録する。	222 箇所	64 箇所
継手間隔測定	定量記録、 写真記録	継手間隔の測定は、継目部毎に上下左右の４点（１箇所）で行い、ジョイント間隔、ゴム輪の位置を管路の継手部にスケール、ゲージを当てて計測し、記録する。	222 箇所	64 箇所
ひずみ量測定	定量記録、 写真記録	たわみ量の調査の結果、たわみ量が２％を超える箇所について、管水路の管頂・管底・管側（両側）・管底の 22.5° 振り２箇所の全６点（１箇所）を、上・中・下の３点で実施し、ひずみ量を記録する。	９箇所	３箇所

※１　数量については想定数（概算数量）を記載している。

※２　千代川線は、3 号制水弁工、４号～７号空気弁工からの進入を想定している。

※３　現地作業に係る準備作業を要する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

令和６年度　国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
霞ヶ浦用水地区管内調査診断業務

図　面　目　録

番　号	図　面　名　称	枚　数	備　考
1	施行位置図	1	
計		1	

霞ヶ浦用水地区全体位置図

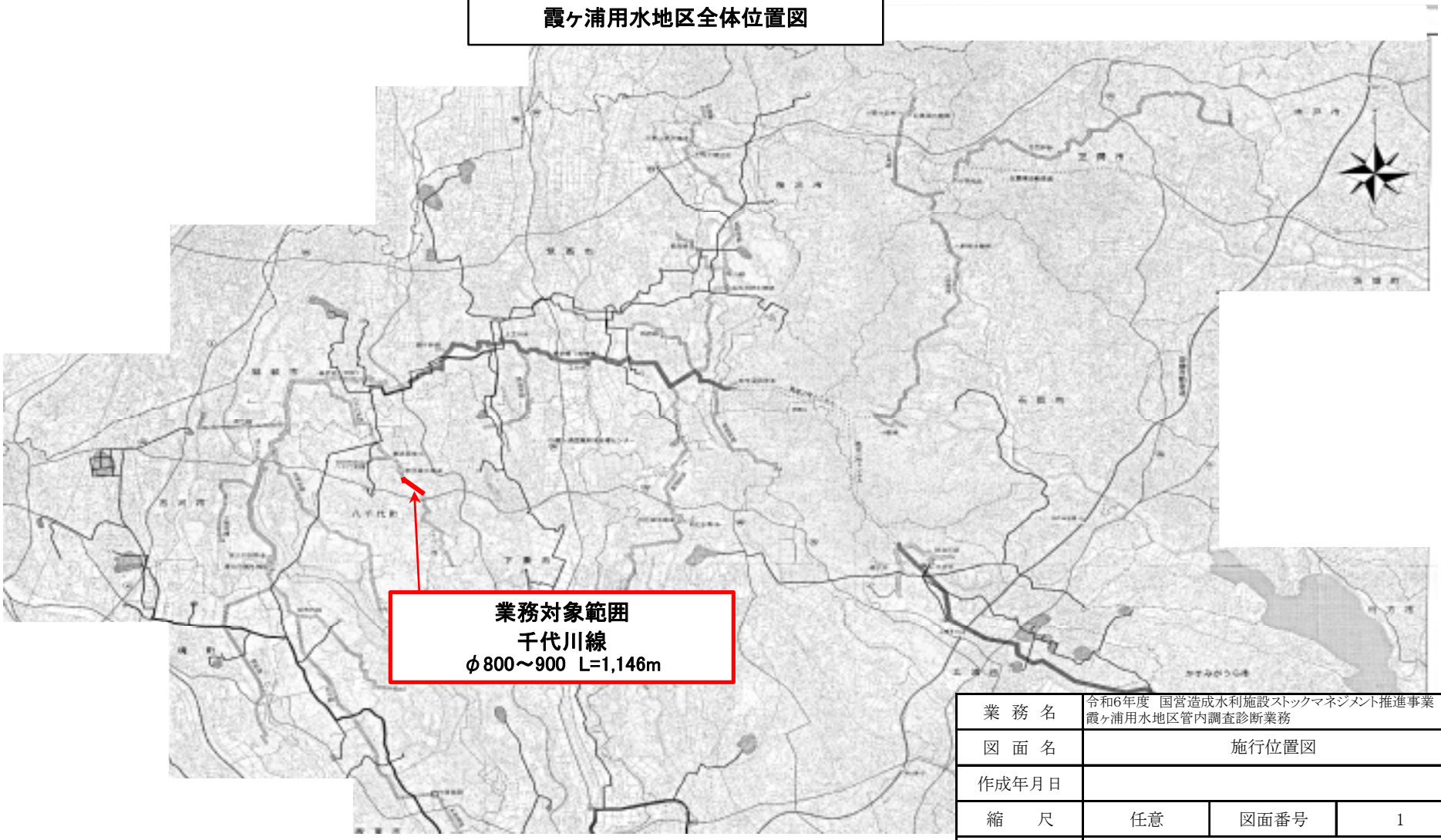

業　務　名	令和6年度　国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 霞ヶ浦用水地区管内調査診断業務		
図　面　名	施行位置図		
作成年月日			
縮　　尺	任意	図面番号	1
会　社　名			
事務所名	関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所		